

平成30年度答申第22号
平成30年7月4日

諮問番号 平成30年度諮問第12号（平成30年6月4日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

- (1) 故K（本籍A地）は、明治37年a月b日に出生し、昭和45年4月27日にA地において死亡した者である。

この間、故Kは、昭和4年12月20日、故Lと婚姻し、昭和11年c月d日には、同人との間に審査請求人が誕生した。

（除籍謄本（筆頭者：M）、改製原戸籍謄本（戸主：N））

- (2) 審査請求人は、平成28年7月22日、B市長を経由して、C知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）に基づき、故Kに係る特別弔慰金の請求をした（以下「本件請求」という。）。

（特別弔慰金請求書）

- (3) 処分庁は、平成29年7月20日、審査請求人に対し、「死亡したK様は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する公務に関連した傷病に起因して死亡

したものとは認められませんので、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を記載した却下通知書（同月5日付け）を交付して、本件請求を却下した（以下「本件却下処分」という。）。

（審査請求書、却下通知書）

(4) 審査請求人は、平成29年9月8日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

（審査請求書）

(5) 審査庁は、平成30年6月4日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

（諮問説明書）

2 本件審査請求の要旨

私の兄、Pが同じものを支給されていて、Pが死亡した為今般私が請求するが、今まで支給されていたのに、何故却下なのか。

本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人が死亡した者の遺族として特別弔慰金の支給を受けるためには、特別弔慰金支給法2条に規定する戦没者等の遺族でなければならない。この戦没者等の遺族に該当するためには、死亡した者が戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）2条に規定する軍人軍属又は準軍属として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者であることが必要である。

審査請求人は、「父に係る特別弔慰金を兄Pが受給しており、兄亡き後は自身が特別弔慰金の受給権を持っているが、兄には支給されていたのに自分には支給されないのはおかしい。」旨を主張しているが、故Kの受傷・り病の経緯及び死因について何ら主張せず、これらを裏付ける資料の提出もない。

C及びD（故Kが出征した時の本籍）においては、故Kが戦没者・戦傷病者であること、つまり軍人として在職期間中又は復員するまでの間に公務又は勤務に関連して受傷・り病し、これを原因として死亡したことを確認できる資料はなかった。厚生労働省においては、陸軍軍人として昭和22年5月にE地から復員したとの記録はあるものの、軍人として在職期間中又は復員日までに公務により又は勤務に関連して受傷・り病したとの記録、死亡原因に関する記録、遺族援護法に基づく弔慰金等の審査・裁定記録はいずれもない。

また、昭和22年5月の引揚げから昭和45年4月の死亡までの間、故Kが遺族援護法における戦傷病者として遺族援護法に基づく障害年金又は障害一時

金を請求・受給していた記録、当局に傷病恩給を請求・受給していた記録が何らないことから、公務又は勤務に関連して受傷・り病したことを全く否定するものではないが、20年以上にわたり公務傷病等による障害を有している状態で何ら障害年金等の請求が行われていないことから、公務又は勤務に関連した受傷・り病の可能性は低いと思われる。

さらに、戸籍によると、故Kは昭和26年4月4日にMと入夫婚姻し、昭和45年4月27日にA地で死亡した際の届出者は妻であるが、故Kの死亡の状況を承知している妻も、故Kの死亡後から昭和62年までの長期間、戦没者の遺族として遺族援護法の弔慰金、恩給法（大正12年法律第48号）の公務扶助料又は特例扶助料を請求受給していた記録が何らないことから、故Kが戦没者であるとは認識していなかったものと思われる。

以上のことから、故Kの死因を明らかにする資料はなく、軍人軍属又は準軍属として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者であるものと判断できない。

したがって、審査請求人による特別弔慰金の請求に対して、これを却下した原処分は適正であると考えられ、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がないため、棄却すべきものとする。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求後の手續は次のとおりである。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手續を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるQ（以下「審理員Q」という。）、同室総括審理専門官であるR（以下「審理員R」という。）及び同室企画調整専門官であるS（以下「審理員S」という。）を指名し、うち審理員Qを審理員の事務を総括する者として指定した。

イ 処分庁は、平成29年11月9日付けの書面で、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

ウ 審査庁は、本件審査請求の審理手續を担当する審理員として、審理員Qの指名を取り消し、新たに大臣官房総務課審理室長であるT（以下「審理員T」という。）を指名するとともに、同人を審理員の事務を総括す

る者として指定し、平成29年12月1日付けの通知書で、その旨を審理関係人に通知した。

エ 審理員Sは、平成30年2月15日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付した。

オ 審査庁は、本件審査請求の審理手を担当する審理員として、審理員R及び審理員Sの指名を取り消し、新たに大臣官房総務課審理室総括審理専門官であるU及び同室審理専門官であるV（以下「審理員V」という。）を指名し、平成30年4月2日付けの通知書で、その旨を審理関係人に通知した。

カ 審理員Vは、平成30年5月16日、審理関係人に対し、審理手を終了した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月23日である旨を通知した。

キ 審理員Tは、平成30年5月23日、審査庁に対し、「審理員 T」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Vは、同日、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、本件請求から諮問書の提出までの各手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件請求受付	(B市長) : 平成28年7月22日
	(D知事) : 同年8月10日
	(処分庁) : 平成29年2月2日
本件却下処分	: 同年7月20日 (本件請求から51週間)
本件審査請求	: 同年9月8日 (審査庁受付日)
審理員意見書提出	: 平成30年5月23日
	(審査庁受付日から36週間)
諮問書提出	: 同年6月4日 (審査庁受付日から38週間)

(2) 本件審査請求申立てから本件諮問に至るまでの一連の手続は、上記(1)記載のとおりであり、上記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 T」と記載されている。そして、同意見書の冒頭部分の末尾に「なお、本意見書は、審理員U及び審理員Vとの合議によって作成したものである。」との記載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終了時の審理員全員の共同によるものであるとするならば、その点を明確にしておくことが望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思料する。

また、弁明書に記載されている日付（平成29年11月9日）から審理

員がその副本を審査請求人に送付するまで（平成30年2月15日）に14週間で費やしているが、これは、他の同種案件のほとんどが1、2週間であることと比較すると、際立って長期間であるといわざるを得ない。行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、その目的を定めた1条1項において、「国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度」と規定し、審理の迅速性を実現するため、例えば16条において、審査請求が審査庁の事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでの期間を審理期間とした上、審査庁に対し、標準審理期間を定める努力義務を課して、審査請求手続が迅速に行われることも国民の権利保護のための重要な要素と位置付けている趣旨に照らせば、弁明書の提出からその副本が審査請求人に送付されるまでの所要期間については、改善を図るべき必要があるものと考えられる。

その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 違法性又は不当性の有無について

(1) 特別弔慰金支給法は、3条において、「戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。」と規定している。この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに遺族援護法による弔慰金を受ける権利を取得した者をいい（特別弔慰金支給法2条1項）、遺族援護法による弔慰金は、昭和12年7月7日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は準軍属の身分を有していた者（昭和16年12月8日前に死亡したことが、昭和20年9月2日以後において認定された者を含む。）の遺族に対して支給されるものである（遺族援護法34条参照）。

(2) 審査請求人は、本件請求を行うに当たって、故Kがどのような「もとの身分」を有していたか明らかにせず、また、故Kの死因に関する資料を提出しないまま、特別弔慰金の支給を求めている。

（特別弔慰金請求書、弁明書）

(3) 処分庁は、審査請求人の本件請求に対し、

ア まず、C保管の戦没者及び戦傷病者の資料を調査したが、故Kの資料は存在せず、その遺族に対して特別弔慰金を支給している事実はないことを確認したこと、

イ 次に、故Kの以前の本籍がD内にあったことから、D地域福祉課に電話

照会し、次の確認をしたこと、

- ① 審査請求人によると、故Kは、戦争から帰還した後、病気で亡くなったが、戦没者であることを証明する資料はないとのこと
- ② D地域福祉課において保管資料を調査したが、資料はなく戦没者及び戦傷病者であると確認することができなかつたこと

ウ さらに、平成29年3月10日、厚生労働省社会・援護局援護・業務課に対し、同局保管資料による調査を依頼したところ、同年4月28日付けの同課からの回答（同課給付係作成の「戦没者等の身分及び死因の公務性の確認について（回答）」）は、同局保管資料によれば、陸軍軍人として昭和22年5月にE地から復員した記録はあるが、遺族援護法に基づく弔慰金等の請求・裁定の記録はなく、死亡の原因について確認できないというものであつたこと、

エ そこで、故Kについては、遺族援護法34条1項に規定する公務に関連した傷病に起因して死亡した者であることの確認ができず、特別弔慰金支給法2条1項に規定する遺族援護法による弔慰金を受ける権利を取得した者とは認められないと判断して本件却下処分をしたこと

が、それぞれ認められる。

（弁明書及びその添付資料、却下通知書）

(4) 処分庁は、本件審査請求後の平成29年10月31日、F地方法務局G支局戸籍課に対し、故Kの死亡に係る戸籍届書の記載事項証明書の交付を依頼したところ、同支局長から、同年11月、当該届書の保存期間が満了しており、戸籍法施行規則49条3項に基づく市町村長から移管を希望する旨の申出がなく、平成28年10月17日に廃棄した旨の回答があつた。

（弁明書、決定書（F地方法務局G支局長作成、平成29年11月15日付け））

当審査会は、平成30年6月13日、審査庁に対し、審査請求人の兄Pが特別弔慰金を受給しているか否かを照会したところ、同月28日、審査庁から、審査請求人の兄Pが特別弔慰金を受給している事実は確認できない旨の回答があつた。

（平成30年度諮問第12号事件に係る資料の提出の求めについて（回答）（審査庁作成、平成30年6月28日付け））

その他、本件に現れた資料を検討しても、故Kが遺族援護法2条に規定する軍人軍属又は準軍属として在職中に公務上負傷し又は疾病にかかり（遺

族援護法34条2項によってみなされる場合を含む。) 、これに起因して死亡したと認めるに足る資料は存在しない。

(5) 以上によれば、本件却下処分に違法又は不当があるとは認められないから、本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は妥当である。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ